

「摂津市子どもを虐待から守る条例案」に関するパブリックコメント（意見公募）結果に対する見解

摂津市教育委員会事務局

次世代育成部 家庭児童相談課

■パブリックコメント募集期間・・・令和5年12月26日～令和6年1月25日

■パブリックコメント受理件数・・・4件

この度は、「摂津市子どもを虐待から守る条例案」のパブリックコメントの募集（意見公募）しましたところ、4件のご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

皆様から寄せられましたご意見を集約し、次のとおり市の見解を付して公表いたします。

「条例の変更等」の凡例 ○：ご意見を踏まえ、条例案を一部修正するもの  
空白：考え方が盛り込み済みのもの又は今後の参考とするもの

No.	意見の内容	市の見解	条例の変更等
1	悪い大人が悪用する可能性。 最悪な例の紹介。 悪い大人が思春期の子どもに「性違和」を教える⇒子どもが親を「虐待」だと訴える。⇒市が子どもを「保護」する。⇒市が「保護」を委託する。⇒悪い大人が「委託先」で子どもを「性転換」（ホルモン注射など）をする。⇒親のもとに子どもが返る。 さて、子どもは「救われた」か？	市には子どもを保護する権限がありませんので、子どもを保護したり、保護を委託するようなことはありません（都道府県や政令指定都市等が設置する児童相談所に保護をする権限があります）が、子どもが親からの虐待を訴えた際には、関係機関で連携を図りながら、子どもの気持ちに寄り添い、適切に対応してまいります。	
2	虐待と躰の差。言及がまったくされていない。親が「躰」だと思っても、子どもが「虐待」だと言ったときの対応は？ 例えば「箸の持ち方」「公共の場での大声」「人の物を盗る」「人を叩く」「法律違反ギリギリのことへの注意」など、たくさんの事象が考えられるが、それら全てへの対応が「個別」か「一律」か？ 親（保護者）と子どものどちらもの話しをしっかりと2人以上での聞き取りがあるのか？	令和2年4月から保護者は児童の躰に際して、体罰を加えてはならないことが児童福祉法の改正により法定化されました。 そこで、条例案第5条第2項におきまして、「保護者は体罰その他の子どもの尊厳を傷つける全ての行為を行ってはならない」との規定を考えております。 子どもが親から躰と称して叩かれた等の発言があった際には、保護者や子どもにも話を聞きながら、個別に対応を行っているところであります。	
3	令和3年に起きた事案は本当に心痛みます。何より大切なこどもの命を守れなかったこと。もう2度と繰り返してはなりません。私たち関係機関はこどもやその保護者と直接関わることが多く、常日頃から小さなことも逃さず担当課に伝えていきます。しかしながら、その対応に直接関わるものとして、温度差を感じ歯がゆい思いもしています。この度は条例が策定されるにあたり、絵に描いた餅にならぬよう、市としての責務をしっかりと果たして頂きますようお願い致します。そのため必要な人員配置と何より経験の積み重ねが出来る体制の構築をお願い致します。	令和3年に起きた事案を受けて、二度と同じような事案を起こさせないために、体制強化をはじめ、様々な取組を進めているところであります。子どもたちと日々直接関わる関係機関の皆様から、小さな心配事も、市に伝えていただいていることはとてもありがたく考えております。いただいた情報だけではなく、関係機関の皆様との温度感や危機感などもしっかりと共有しながら今後も早期対応に取り組んでまいります。	
4	虐待対応にあたっては、子ども自らが声を上げやすい環境や子どもの話をきちんと聞いて上げることが大切であり、子どもの権利条約で規定されている子どもの意見表明権（アドボカシー）の重要性を条例に盛り込む必要があると考えるのがかなものか。	日々の対応におきまして、子どもにもしっかりと話を伺い、子どもの気持ちを大切にしよう心掛けております。本条例において、子どもの意見表明権の重要性が伝わるよう文言について検討したいと考えております。	○